

令和8年度 新潟県臨時的任用職員募集のお知らせ

令和 8 年 9 月 9 日
新潟県はまぐみ小児療育センター

受付期間 令和 8 年 9 月 9 日（水）から令和 8 年 9 月 25 日（金）
考 査 日 応募者に後日連絡します。

●はまぐみ小児療育センターで勤務する臨時的任用職員（福祉行政又は看護師）を募集します。

臨時的任用職員： 正規職員の産前産後休暇・育児休業等により代替職員が必要な場合などに期限付きで採用する職員で、原則として正規職員と同様の業務に従事します。

勤務予定期間： 令和 8 年 11 月 18 日～令和 9 年 2 月 2 日
※ 更新により延長する場合があります。
※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

1 採用職種・人数等

職 種	人数	業 務 内 容	勤 務 場 所
福祉行政 又は 看護師	1 人	【福祉行政の場合】 重症心身障がい者の日中支援活動	はまぐみ小児療育センター
		【看護師の場合】 重症心身障がい者の日中支援活動 及び医療・看護ケア	

2 応募の資格

（１）資格又は免許等

職 種	資 格 要 件
福祉行政 への応募 の場合	次のいずれかの要件を満たす人 ア 社会福祉法第 19 条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人 イ 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の専門課程において、心理学に関する科目を履行して卒業した人 ウ 保育士資格又は教員免許を有する人
看護師 への応募 の場合	看護師免許又は准看護師免許を有する人

(2) その他

ア 当センターで臨時的任用職員として勤務できる年数は連続して3年（技術職にあつては5年）までとなりますので、当センターで臨時的任用職員として勤務が連続して3年（技術職として5年）を超える見込みの人は応募できません。

イ 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 考査の実施

(1) 考査当日の受付

日 時	受付会場	住所・電話番号
後日通知する日 〔受付時間（時間厳守） 各応募者に通知する時間〕	はまぐみ小児療育センター 3階 事務室	新潟市中央区水道町1-5932 電話 025-266-0151

(2) 選考考査の方法

項 目	内 容
面接考査 〔受付後に宣誓書、質問票に必要事項を 記入していただきます。〕	臨時的任用職員として、職務への適性等について、一人ずつ順番に面接を行います。

(3) 受験に当たっての留意事項

ア 当日は、指定された受付時間に直接会場においでください。遅刻者は受験できません。

イ 黒のボールペンを必ず持参してください。

ウ ごみは、各自持ち帰ってください。

4 考査結果（合否）の通知

選考考査の結果（合否）は、考査後概ね7日以内に郵送で通知します。

5 考査結果の情報提供

この考査の結果については、次のとおり情報提供を求めることができます。提供を希望する場合は、受験者本人が、合否通知書を必ず持参の上、直接提供場所へおいでください。なお、電話等に

よる請求では提供できません。

提供請求 できる人	提供内容	提 供 期 間	提供時間	提供場所
選考考査 の受験者	選考考査の 総合ランク	選考考査の結果（可否） 通知日から1か月間 （土・日、祝日を除く）	午前8時30分から 午後5時15分まで	はまぐみ小児療育セ ンター庶務課

6 勤務予定期間

令和8年11月18日～令和9年2月2日

※ 更新により延長する場合があります。

※ 代替職員を必要とする理由が消滅した場合は、採用されなかったり、採用されても途中で退職していただくことがありますので、あらかじめご承知おきください。

7 勤務条件

（1）勤務時間等

ア 勤務日 月曜日から金曜日まで（祝日を除く）

イ 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

（休憩時間 午後0時30分から午後1時30分まで）

（2）給料

学歴、勤務経験等によって異なりますが、大学新卒者（22歳）の場合、概ね月額230,000円です。

（3）諸手当

ア 時間外勤務手当及び休日給を支給します。

イ 期末手当、勤勉手当、住居手当（借家・借間の場合に限る。）及び通勤手当については、勤務期間に応じて支給します。

（4）その他

臨時的任用職員は、地方公務員法又は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき任用される地方公務員であるため、正規職員と同様、次のような行為は禁止されています。

〔例〕・職務上知り得た秘密を漏らすこと

・許可なく公務以外の営利性のある事業に従事すること 等

8 申込手続

(1) 申込方法	次のいずれかの方法により、申込書類を下記（５）の申込先まで持参又は郵送してください。 ア ハローワークを通じて申し込む場合 (ア) 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの (イ) ハローワークから交付される紹介状 イ 県に直接申し込む場合 市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの ※ 郵送で申込書類を提出する場合は、封筒の表に「臨時的任用職員採用選考 考査申込」と朱書きし、必ず簡易書留等確実な方法で郵送してください。 ※ <u>インターネットやメール等で、直接申込を行うことはできませんので、必ず持参又は郵送で提出してください。</u>
(2) 添付書類	「資格要件」を証明する書類が必要ですので、<u>次のいずれかを必ず添付</u>してください。 ①資格免許証（写し） ②資格を証明する書類（原本） ③卒業・成績証明書（原本）
(3) 申込受付期間	令和８年９月９日（水）から令和８年９月２５日（金）まで ※郵送の場合は、<u>９月２５日必着</u>でお願いします。
(4) 持参の場合の 申込受付時間	午前８時３０分から午後５時１５分まで ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
(5) 問い合わせ先 及び申込先	新潟県はまぐみ小児療育センター 庶務課 〒951-8121 新潟市中央区水道町１－５９３２ 電話 ０２５-２６６-０１５１（直通）

考査会場案内図



- ◆ 新潟駅バスターミナル９番線から
「浜浦町線」乗車→
「水道町１丁目」下車（所要時間約 25 分）徒歩 5 分